

議案第43号

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月9日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

逗子市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の4第5項第2号及び第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則第5条第7項第2号中「額の100分の5」を「額を、事故発生日における法定利率」に改め、同条第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）の施行に伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間の算定に用いる利率について、改正の要あるため提案する。